

令和2年度 公文書開示状況（7月決定分） 生活文化局

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	否 応 答 拒	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号
1	R2. 6. 18	R2. 7. 2	高校の授業料について、所得制限のない完全無償化にかかる、都の検討について分かる一切の文書				1												当該公文書は実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	生活文化局私学部私学振興課
2	R2. 6. 18	R2. 7. 2	学校給食の完全無償化にかかる検討について分かる一切の文書				1												当該公文書は実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	生活文化局私学部私学振興課
3	R2. 6. 18	R2. 7. 2	義務教育について、修学旅行や教材等を含む完全無償化に関する検討について分かる一切の文書				1												当該公文書は実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	生活文化局私学部私学振興課
4	R2. 6. 25	R2. 7. 2	東京都情報公開審査会における諮問第1090号外49号にかかわる審議資料・速記録			1							1	1					(7条5号) 東京都情報公開審査会の審議は非公開とされており、その性質上、審議資料等が開示されて審議の具体的内容が公になることとなれば、審議過程における委員の自由かつ率直な意見の交換と意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため (7条6号) 審議途中の未成熟な情報や検討過程の資料の一部のみが断片的に公になった場合、審査会の判断の正当性について誤解と混乱を招きかねず、審査会の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化局広報広聴部情報公開課
5	R2. 6. 24	R2. 7. 8	〇〇〇〇氏の東京都情報公開・個人情報保護審査会委員発令通知書 1 平成26年〇月〇日から平成27年〇月〇日まで 2 平成27年〇月〇日から平成29年〇月〇日まで 3 平成29年〇月〇日から平成31年〇月〇日まで	3	1															生活文化局広報広聴部情報公開課

令和2年度 公文書開示状況（7月決定分） 生活文化局

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	否 応 答 拒	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
6	R2. 6. 24	R2. 7. 8	(1) 東京都情報公開・個人情報保護審議会委員 退任届 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴う個人情報保護制度への影響等に関する研究会（第一回）議事録	3	1														(7条2号) 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため (7条4号) 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため (7条6号) 研究会における委員の発言内容であり、公にすることにより、委員の率直な意見を聴取することができなくなり、研究会の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化局広報広聴部情報公開課
7	R2. 6. 24	R2. 7. 8	〇〇〇〇氏の東京都情報公開審査会委員及び東京都個人情報保護審議会委員在任期間がわかる文書					1											委員選任に係る文書は保存期間を過ぎており、廃棄済みのため、現在は存在しない。	生活文化局広報広聴部情報公開課
8	R2. 6. 24	R2. 7. 8	生活文化局各種委員会等委員謝礼基準（令和2年4月1日）	1	1															生活文化局広報広聴部情報公開課
9	R2. 6. 25	R2. 7. 8	特定非営利活動法人〇〇に関する以下の書類 ・認定有効期間の更新（令和2年〇月〇日） ・現地確認の実施について（令和元年〇月〇日・同年〇月〇日） ・認定審査検証資料類 ・認定の有効期間の更新の申請書 ・申請書類の補正 ・認定の有効期間の更新を受けるための書類の確認リスト ・認定（仮認定）の年度報告書（平成27年から平成29年）	348		1													(7条2号) 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため (7条3号) 法人の事業活動を行う上での内部管理に関する事項を含み、公にすることにより、法人の業務運営上の地位に支障を及ぼすおそれがあるため (7条4号) 公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障をきたすため (7条6号) 認定審査における具体的な審査の判断に係る部分であり、公にすることにより、行政の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化局都民生活部管理法人課

令和2年度 公文書開示状況（7月決定分） 生活文化局

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	否 応 答 拒	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号			
10	R2. 7. 6	R2. 7. 10	特定非営利活動法人〇〇の平成23年度、平成24年度及び平成25年度事業報告書類一式	23		1														(7条2号) 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため (7条3号) 法人の事業活動を行う上での内部管理に関する事項を含み、公にすることにより、法人の業務運営上の地位に支障を及ぼすおそれがあるため (7条4号) 公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障をきたすため	生活文化局都民生活部管理法人課
11	R2. 7. 6	R2. 7. 10	特定非営利活動法人〇〇の令和元年5月1日付け特定非営利活動法人設立申請書類一式	34		1														(7条2号) 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため (7条4号) 公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障をきたすため	生活文化局都民生活部管理法人課
12	R2. 7. 16	R2. 7. 21	宗教法人〇〇規則	11		1														(7条2号) 責任役員の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため (7条4号) 印影を開示することとなると、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化局都民生活部管理法人課
13	R2. 7. 15	R2. 7. 29	・開示請求の対応メモ（平成30年4月9日） ・平成30年（2018年）4月9日 〇〇の対応記録 ・平成30年（2018年）4月18日 〇〇の対応記録 ・対応記録（平成30年12月11日） ・〇〇の対応について（平成31年4月17日） ・【12月18日の訪問】（令和元年12月18日） ・【3月16日の訪問】（令和2年3月16日） ・2020年3月25日（水曜日） ・2020年3月26日（木曜日） ・2020年3月30日（月曜日）	15		1														(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため (7条6号) 記載された内容を公にすることにより、今後、公文書の開示請求をしようとする者が、自身の行う開示請求に係る情報を他者等に明らかにされることを懸念し、結果として、開示請求を躊躇する可能性を否定できず、東京都情報公開条例前文に規定する「公正で透明な都政の推進と都民による都政への参加の促進による開かれた都政の実現」を図る上で重大な支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため	生活文化局広報広聴部情報公開課

